

ヨシ群落保全基本計画の概要

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例 第9条第1項の規定に基づき策定(計画期間:令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度))

環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築

ヨシ群落から生み出される自然の恵みの、地域資源としての安定的かつ持続的な供給

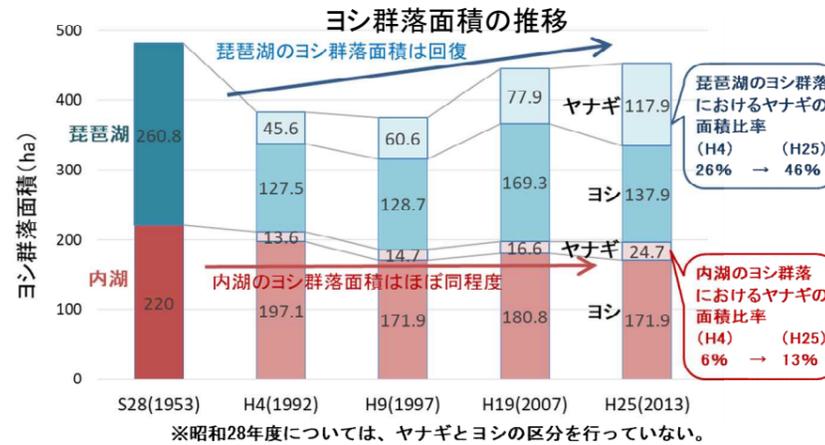
ヨシ群落を「自然と人との理想的な共生関係を育む場」ととらえ、守り、育て、活用する



第1 基本的・総合的な方針

1 現状と課題

- 琵琶湖のヨシ群落面積は、昭和28年程度に回復
260.8ha→255.8ha(平成25年)
- 内湖のヨシ群落面積は、ほぼ同程度で推移
220ha(昭和20年頃)→196.6ha(平成25年)
- ヨシ群落におけるヤナギの面積比率が増加
琵琶湖 26%(平成4年)→46%(平成25年)
内湖 6%(平成4年)→13%(平成25年)
- 侵略的外来水生植物の侵入
- 地域の保全活動の担い手不足
→企業等の保全活動団体の増加
(H29時点 45団体)



2 基本方針

- 多様な働きを持つヨシ群落を地域の特性に応じて、健全な育成を図る
- 事業者やボランティア等との関わりによる取組を広げ、地域とともに保全活動を行っていく
- 「守る・育てる・活用する」の循環の構築により、持続的な取組を進める



3 保全目標

ヨシ群落の質的な保全・再生を目指し、ヨシ群落の健全な育成を図る

- 良好なヨシ群落が現存している場所においてはその状態を維持
- 衰退した場所においては再生し、地域の特性に応じた維持管理や利用を推進

(1) 保護地区

生態特性により配慮し、刈取りや清掃などの適切な維持管理を実施

(2) 保全地域

県民等による保全活動が行われるヨシ群落の拡大を図る

(3) 普通地域

地域の特性に応じ維持管理を実施

4 許可制度

関係法令に基づく制度と整合を図りながら、許可制度の適正な運用

第2 保全事業(造成事業、維持管理事業)

適切な維持管理事業を重視
ヨシ群落の再生が期待される場所での造成事業

1 造成事業

ヨシ群落の生育する環境と機能を十分理解し、地域特性に配慮し、自然の回復力をできるだけ活かした工法によりヨシ群落の再生モニタリングを行い、ヨシ群落の機能が十分発揮できているか科学的に評価

2 維持管理事業

生物の生態や地域の特性、ヨシの利活用などに応じて、ヨシ群落の多様な機能とそれを担保する環境の多様性に留意
清掃、侵略的外来水生植物の除去、ヨシの刈取り、火入れ、補植、ヤナギの伐採などの維持管理を行う
地域住民の意思を尊重しながら、事業者やボランティア等との協働で持続的に活動

第3 環境学習および自然観察

ヨシ群落は、人間活動と琵琶湖等のかかわりについて理解するうえで、身近でふさわしい対象
ヨシ群落保全の実践活動や自然観察会を実施し、ヨシ群落の保全と活用の必要性について普及啓発
子どもがヨシ群落と関わり、その恵みを学び感じる機会を設けることは、今後の地域のヨシ群落保全活動の担い手を育てる上で重要
地域、各種団体、企業(事業所)、学校、行政などが協働し進める

第4 有効な利用

かつてあらゆる生活の場で利用されていたヨシをもう一度、生活の中で活かしていく
新たな利用・活用法は持続可能な取り組みになることが重要
ヤナギやハンノキなどの利用・活用を進めることもヨシ群落の保全につながる
ヨシやヤナギ等の長期的な利用は、CO2ネットゼロに貢献
新たな利用・活用法の情報収集、発信、技術開発や支援、調査・研究を進める

第5 執行体制

地域の信頼を得ながら、県民等と事業者および県が市町の協力も得て一体となって、「つながる・支える・知らせる」の視点から体制を発展させる

1 県等の体制

県および関係機関の各保全事業が保全目標に寄与するよう、相互の連携を深める

2 地域の体制

地域の自治会、まちづくり協議会、環境団体、河川愛護団体をはじめ各種団体、学校、事業者との協働
新たな参加者を加える、地域同士の交流を図る等、地域を支え、地域とともに活動を実施できる体制を整える

第6 その他重要事項

1 調査研究

分布状況、生育状況等を継続的に把握するとともに、生態系や文化等に関わる調査研究、協働の方法等の検討を進める
ヨシ等の植栽方法、刈取り手法、維持管理による効果の可視化、刈り取ったヨシの利用・活用について調査研究

2 普及啓発

琵琶湖博物館での展示、県民等の参加できる体験型イベントの開催、各種広報媒体を活用した普及啓発

3 SDGs(持続可能な開発目標)とMLGs(マザーレイクゴールズ)への貢献

本計画を推進することは、SDGsとMLGsのゴール・ターゲット達成にも貢献

